

要求仕様書

個人番号系画面転送用サーバ等賃貸借及び保守

令和7年5月

長崎県総務部スマート県庁推進課

1 調達に係る基本事項

(1) 本調達の目的

画面転送ソフトウェアを利用して個人番号系ネットワークの画面を LGWAN 接続系ネットワークに転送することで、総務省が示す「三層の構え」を実践し、情報セキュリティを向上させる。そのために必要な機器等の導入を行うもの。

本仕様書では、上記のハードウェア、ソフトウェア、ケーブル等の付属品（以下、「機器等」という）の調達、搬入、設置、設定及び保守作業に関して定める。

(2) 納入作業期間

令和8年1月31日（土）までに（4）に示す納入場所に納品し正常動作を確認すること。

※落札決定後直ちに納入スケジュール等を作成して県に提出し、承認を受けること。

(3) 賃貸借及び保守期間

令和8年2月1日から令和13年1月31日（60ヶ月間）

(4) 納入場所

長崎県総務部スマート県庁推進課内（長崎市尾上町3番1号）

2 調達範囲

本件は個人番号系ネットワークの画面転送を行うための機器を賃貸借するものであり、その調達範囲については以下のとおりとする。

(1) 個人番号系ネットワークの画面転送を行うための機器等の調達

(2) 上記(1)で記載した機器等の搬入・設置及び設定作業（以下、「納入作業」という）

(3) 上記(1)で記載した機器等の保守作業

(4) 県及び電子県庁システムの維持管理業者、並びに県がネットワーク運用管理を委託する事業者（以下「県及び維持管理業者等」という）からの各種問い合わせ対応作業

3 積算要件

(1) 「詳細仕様書 1. システム構成」、「詳細仕様書 2. ハードウェア構成」及び「詳細仕様書 3. ソフトウェア構成」に掲げる機器を5年間（60か月）賃貸借する場合の費用、納入作業、動作確認、プロジェクト管理及び機器等の保守作業に要する費用の総額を入札金額とする。

費用項目	含まれるもの	参照先
機器等の調達、 納入作業、動作 確認、プロジェ クト管理	<ul style="list-style-type: none"> ・機器等の費用 ・納入作業に係る費用 ・動作確認に係る費用 ・プロジェクト管理にかかる費用 ・県及び維持管理業者等との打合わせ費用 ・県及び維持管理業者等からの問い合わせ対応費用 ・契約満了後の機器等の撤去及び機器等に保存されたデータの消去費用 <p>HDD等のデータを保存している機器については、データの読み取り・復元ができない状態にするため、確実に物理破壊を行うこと</p>	本仕様書及び 詳細仕様書
リース料率	・応札者が設定する料率	(任意の率)
費用項目	含まれるもの	
保守料	<ul style="list-style-type: none"> ・ハードウェア、ソフトウェア、その他納入機器等に関する問い合わせ、障害対応等の費用 <p>※なお、ハードウェアについては、信頼性を確保するために必ず製造元もしくは製造元の指定する業者と保守契約を締結すること。</p>	本仕様書及び 詳細仕様書

4 機器等の仕様及び性能に関する条件

- (1) 機器等の構成及び仕様は「詳細仕様書 1. システム構成」、「詳細仕様書 2. ハードウェア構成」及び「詳細仕様書 3. ソフトウェア構成」のとおりとする。ハードウェアについてはラック搭載型の製品とする。
- (2) ハードウェアの機種及びソフトウェアのバージョンについては、特に指定のない限り、最新の機種又はバージョンのものを選択すること。
- (3) 調達機器の設置に伴って必然的に必要となる物品については、本仕様書の記載の有無に関わらず落札業者が提供することとする。
- (4) ソフトウェアについては、メディア(媒体)、マニュアル等も含めること。また、ライセンス数については、ソフトウェアの著作権保持者の指定に抵触しないものとする。
- (5) 「詳細仕様書 2. ハードウェア構成」及び「詳細仕様書 3. ソフトウェア構成」の仕様欄に要件が記載されている場合は、「これを満たすもの」と解釈するものとする。
- (6) 予定している賃貸借期間中にサポート期間の終了が予定されていないハードウェア・ソフトウェアを選定すること。

5 納入作業に関する仕様及び条件

- (1) 納入作業については、「詳細仕様書 5. システム構築・導入」に従い、1(2)に記載の納入期限までに行うこと。
- (2) 納入作業に当たっては、全体的なスケジュールに支障が出ないように、県及び維持管理業者等と事前に十分協議したうえで行うこと。
- (3) 納入する機器等については、機器等搬入設置前にハードウェア・ソフトウェアの構成品明細を作成して県に提出し、承認を受けること。また、納入作業完了後、県及び維持管理業者等に対し、機器等に関する説明を行うこと。
- (4) 保守やライセンス等、メーカーなどへ登録が必要なものについては、県の指示に従い登録申請作業を行うこと。
- (5) 納入作業完了後、県からの機器等に関する問い合わせに対し、速やかに対応できる体制を整えること。具体的には、機器等の異常による問題が発生した場合にも迅速に対応を行うこと。

6 保守作業に関する条件

- (1) 保守作業については、賃貸借期間終了まで、「詳細仕様書 7. 保守・運用要件」に示す保守作業を実施すること。
- (2) 納入後から賃貸借期間満了までの間において、県及び業者からの指示、問合せに対応すること。

7 提出物等に関する事項

(1) 事前提出資料

次の項目につき、契約後速やかに印刷物各1部を提出すること。

- ・ プロジェクト実施計画書
- ・ ハードウェア・ソフトウェアの構成品明細

(2) 成果品資料

次の項目につき、納入作業完了後速やかにファイナライズした電子媒体(CD-R)1部及び印刷物各1部を提出すること。

- ・ 賃貸借物件一覧表
- ・ 機器仕様書
- ・ 機器接続関連図
- ・ ラック構成図
- ・ 運用設計書

8 検収

- (1) 県の担当者による検収に合格したときをもって、機器等の納入作業完了とみなす。検収作業中以外であっても、随時、確認・報告を求める場合があるので、真摯に対応すること。
- (2) 検収に要する経費及び人員等は落札業者の負担とする。
- (3) 検収後においても、瑕疵が発見された場合は、落札業者の責任により、速やかに良品と交換する等の対応を行うこと。

9 作業上の注意事項

(1) 機密の保持

落札業者は、いかなる場合においても本契約の履行中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。なお、落札業者の責めにより情報の外部漏洩が起きた場合は、落札業者はその損害に対して賠償しなければならない。

(2) 再委託の禁止又は制限

落札業者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

10 その他

(1) 落札決定の日から起算して5日以内（県の休日を除く）に契約締結ができるよう手続きを行うこと。締結後速やかに「7(1) 事前提出資料」を提出すること。

(2) 調達物件（ソフトウェアを含む。）の稼働については、物品の製造業者の如何に関わらず、落札業者が責任を負わなければならない。

(3) 落札業者の責めに帰することができない事由により期限内に物品を納入することができないときは、落札業者の申請により県の承諾を得て納期を延長することができるものとする。

（条件）

・入札説明書で定める機能証明書提出時に、納品予定の機器のメーカーが作成した納期に関するレポートを県に提出していること。なお、メーカーとしてその当時の納期を回答する立場として責任がある者が作成していること。

・上記レポートにおいて、機能証明書提出時における納期が、本要求仕様書に定める設置・稼働等のスケジュールに抵触しないことが確認できること。

※ 納品予定の機器メーカーが複数ある場合は、メーカー毎にレポートを作成させ提出すること。

※ 県が必要と認めた場合は、メーカーが作成したそのレポートの内容について、メーカーに直接確認を行うことがある。